

三浦半島地域における脱炭素化及び
地域課題の解決に向けた連携協定

神奈川県
京浜急行電鉄株式会社
株式会社サンオータス

三浦半島地域における脱炭素化及び地域課題の解決に向けた連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）、京浜急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社サンオータス（以下「丙」という。）は、三浦半島地域における地域脱炭素の推進及び災害対策強化に向けた電動モビリティ導入促進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三浦半島地域において、電動モビリティを積極的に導入し、二次交通の整備を図ることにより、地域脱炭素の推進を図るとともに、渋滞解消、関係人口の増加、地域経済の活性化及び災害対策の強化など、地域課題の解決も同時に図る取組を、相互に連携して実施することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三浦半島地域とは、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町をいう。
- (2) 電動モビリティとは、EV、電動キックボード及び電動自転車等をいう。
- (3) 電動モビリティステーションとは、EV、電動キックボード及び電動自転車等のサービス提供拠点をいう。
- (4) MaaS（Mobility as a Service）とは、乙が提供する「三浦 COCOON」のように、移動ニーズに対応し、複数のサービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスをいう。
- (5) 避難所等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置される指定避難所のほか、帰宅困難者一時滞在施設、指定緊急避難場所等、市町村又は県が設置する災害発生時の避難者受け入れ施設をいう。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

- (1) 地域脱炭素の推進に向けた電動モビリティの普及促進及び活用に関すること
- (2) 災害時における電動モビリティの活用に関すること
- (3) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認めること

（電動モビリティの普及促進及び活用に向けた協力）

第4条 甲、乙及び丙は、三浦半島地域における電動モビリティの普及を促進させるため、次に掲げる事項に協力して取り組むものとする。

- (1) 電動モビリティステーションの積極的な設置及び利用促進に向けた取組
- (2) 電動モビリティを活用したMaaSの普及に関する取組
- (3) 電動モビリティの安全な利用に関する講習開催などの普及啓発

（電動モビリティの情報提供）

第5条 乙及び丙は、電動モビリティの普及促進に資する情報を、適宜、甲に提供する。

（災害時における協力）

第6条 丙は、神奈川県内で地震や台風、大雨等による自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 避難所等で活用する電動モビリティ及び充電ガレージの貸与
- (2) その他甲が必要と認める業務で、かつ丙が対応可能な業務

（手続）

第7条 甲は、丙に対し、次の事項を明らかにして前条第1号の要請を「災害時におけ

る協力要請書（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 電動モビリティ及び充電ガレージを貸与する避難場所等の情報（所在地、避難者数、駐車可能な台数等）
- (2) 前号で依頼する避難場所等周辺の被災状況、交通規制情報等
- (3) その他必要な事項

2 丙は、前条に規定する協力が終了した後に、甲に対して活動実績を「災害時における支援活動報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 第6条の規定に基づく、電動モビリティ及び充電ガレージの貸与に関して生ずる費用については、原則無償とする。

（返却）

第9条 甲は、貸与された物品を現状に復した上で丙に返却するものとする。ただし、通常の使用により生ずる損耗にあつては、この限りでない。

2 返却の方法については、甲丙間で協議の上で決定する。

（連絡体制）

第10条 甲、乙及び丙は、本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制について連絡調整者名簿（様式第3号）をあらかじめ作成し、指定された者が連絡調整を行うこととする。

2 当該名簿により指定された者に変更がある場合は、変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（協定期間）

第11条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 川俣幸宏

丙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
株式会社サンオータス
代表取締役社長 北野俊

宛

神奈川県知事

災害時における協力要請書

標記について、「三浦半島地域における脱炭素化及び地域課題の解決に向けた連携協定」第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電動モビリティ及び充電ガレージの貸与希望

	台数	備考（貸与を必要とする場所・期間等）
電動モビリティ	台	
充電ガレージ	台	

5 担当者

所 属： _____

役職・氏名： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

6 その他の要請及び連絡事項等

(様式第2号)

年 月 日

神奈川県知事 宛

所在地
名称

責任者名
電話番号

災害時における支援活動報告書

貴県からの要請により支援活動を実施したので、「三浦半島地域における脱炭素化及び地域課題の解決に向けた連携協定」第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 支援活動の項目・内容等

2 期 間 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

3 担当者

所 属 : _____
役職・氏名 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X 番 号 : _____

4 備 考

連絡調整者名簿

企業・団体名	神奈川県
所 属	：環境農政局脱炭素戦略本部室
役 職	：
氏 名	：
勤務先電話	：
携 帯 電 話	：

企業・団体名	京浜急行電鉄株式会社
所 属	：新しい価値共創室
役 職	：
氏 名	：
勤務先電話	：
携 帯 電 話	：

企業・団体名	株式会社サンオータス
所 属	：モビリティ事業部
役 職	：
氏 名	：
勤務先電話	：
携 帯 電 話	：

※この名簿に記載の個人情報は、本協定に必要な範囲内でのみ利用されます。